

健康診断（脳ドック・心臓ドック）受診促進助成の概要について

1. 目的

事業用貨物自動車の運転者に対し、健康状態に起因する交通事故を防止するため、会員事業者が事業用貨物自動車運送業務に従事する従業員に健康診断の一環として脳ドック・心臓ドックを受診させる経費の一部を助成する。

2. 主な助成要件

(1) 助成対象者

脳ドック又は心臓ドックを受診した事業用貨物自動車運転従事者が在籍する会員事業者。ただし、受診者が広島県内の会員事業所に所属する事業用貨物自動車運転従事者で、社会保険に加入していることを条件とする。

(2) 助成対象検査

医療機関又は健診機関で受診する脳ドック検査（頭部MRIと頭部MRAの2つの検査のセット受診）又は心臓ドック検査とする。ただし、診療の対象となった脳ドック又は心臓ドックの受診は助成対象としない。

(3) 助成額

事業用貨物自動車運転従事者1人当り検査費用（消費税抜き）の2分の1以内の額。
（千円未満切り捨て）

ただし、1人1回限り、上限10,000円とする。（脳ドック及び心臓ドックの両方を受診する場合を含む。）

(4) 助成対象人員限度数

1事業者5名を限度とする。

(5) 実施期間

令和元年11月27日から令和2年3月13日までとする。

※ 上記期間内であっても、予算額に達した場合は、その時点までとする。

なお、申請回数は、事業者毎に1回限りとする。

(6) 助成方法

脳ドック・心臓ドック検査料の精算完了後、会員事業者は協会本部に申し込むこと。

3. その他

交付要綱、交付申請書及び受診者名簿様式については、協会ホームページの各種助成事業の「16. 定期健康診断等受診促進事業」の項目を参照してください。